

役員選挙規程

- 第1条 本規定は、三重大学教職員組合規約第26条にもとづいて定める。
- 第2条 選挙管理委員会は、役員選出を行う大会の2週間前までに選挙の公示を行い、立候補期間終了後、直ちに立候補者を公表しなければならない。
- 第3条 大会における役員選出のための投票は、各役職ごとに行い、定数が1名の場合は単記制で、定数が複数の場合は定数内連記制で行い、当選者は有効投票の多数を得た者から順次決定する。
- 2 立候補者が定数以下の場合には、信任投票を行い、有効投票の過半数の支持により信任されたものとする。
- 第4条 大会において選出された役員の新組合員による信任投票は、大会終了後1ヶ月以内に実施しなければならない。
- 2 信任投票は、役員1人ごとに行う。
- 第5条 選挙管理委員は、その管理する当該選挙において候補者となることはできない。